

猫は室内で飼いましょう

『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準「第5 猫の飼養及び保管に関する基準」』に
猫の室内飼育に努めることが明記されています。

屋外には危険がいっぱい！

飼い猫を外に出している飼い主は、これらの危険にさらしていることを忘れてはいけません。
飼い猫がこれらの危険に遭遇した場合には、命を落としてしまうかもしれません。



感染症

- ・猫エイズ（猫免疫不全ウイルス感染症）
- ・猫白血病ウイルス感染症
- ・猫伝染性腹膜炎 など



交通事故

- ・車と衝突する
- ・車の隙間に入り込む など



迷子

- ・予期せぬ事態（大きな音等）でパニックになる
- ・病気や怪我で動けなくなる
- ・繁殖相手を探し放浪する

予期せぬ繁殖

- ・望まない子猫が生まれる



近所からの苦情

- ・糞・尿被害
- ・ゴミを荒らす
- ・鳴き声
- ・花壇が荒らされる
- ・爪で車が傷つけられる など



ケンカ

- ・縄張り争い
- ・メスをめぐる争い など



家にいれば
安心だね～



室内飼育でも身元表示を忘れずに！

室内で飼っていても、突然の災害や逸走（脱走）に備えて日頃から迷子札やマイクロチップ等の身元表示（所有明示）をしておくことが必要です。動物病院への移動中や、大きな音など、思いがけないきっかけで猫が迷子になることがあります。万が一のときに後悔しないよう、日頃から身元表示をして、迷い猫にさせないようにしましょう。

※猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプを使用するとよいでしょう。

室内飼育でも不妊・去勢手術！

子猫が生まれることを望まない場合や、生まれた子猫を全て幸せにできない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。病気の予防やストレスの軽減になり、繁殖のための争いや逸走（脱走）、望まない妊娠を予防できます。また、オスの場合は、去勢手術をすることにより、あちこちに尿をかけるスプレー行動の予防にもなります。

